

平成20年2月20日

各私立幼稚園の設置者 殿

茨城県総務部総務課長

(公印省略)

構造改革特別区域法の一部改正に伴う平成20年度以降の2歳児の受入れ  
について (通知)

「構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)」(以下「特区法」という。)に規定された三歳未満児の幼稚園早期入園事業については、「構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成19年法律第14号)」の成立により、平成20年4月1日の施行をもって特区法から削除されることとなり、それに伴い「いばらき幼児教育特区」(以下「特区」という。)についても同日をもって廃止されることになりました。

これに伴い、現在特区により実施している2歳児の入園については、平成20年度以降、幼稚園の子育て支援としての受入れ(3歳に達するまで正式な園児として扱うことはできません。)という形態により全国展開され、すべての幼稚園で受入れが可能となります。

ついては、2歳児の受入れに当たっては、下記の点に十分留意のうえ、適正に実施されるよう願います。

## 記

### 1 2歳児の受入れについて

別紙1の「平成20年4月1日以降の2歳児の受入れについて」に留意のうえ、各園の実情に応じて実施願います。

なお、現在、特区を実施している園(以下「特区実施園」という。)にあつては、2歳児に係る事務処理に関し、特区法に基づく緩和措置により特例的に幼稚園児として扱っていたものについて、今後は幼稚園児として扱うことができなくなりますので留意願います。

### 2 特区実施園における園則変更の手続きについて

特区実施園においては、平成20年4月1日以降、2歳児について学校教育法第26条(改正前学校教育法の第80条)に規定する幼稚園児として扱うことができなくなるため、別紙2を参考に園則を変更し、平成20年3月31日までに園則変更届を提出して下さい。

問い合わせ先 茨城県総務部総務課私学振興室

〒310-8555 水戸市笠原町978番6

電話：029-301-2249

FAX：029-301-2259

## 平成20年4月1日以降の2歳児の受入れについて

## 事務処理上の留意事項

## 1 在籍管理

2歳児は、学校教育法第26条に規定する入園資格を満たさないため、年度中の満3歳に達する日まで学籍の作成ができないこと。したがって、学校基本調査等の統計調査や預かり保育等補助事業の対象者とはならないこと。

## 2 災害共済給付制度

2歳児は幼稚園児として取り扱うことができないため、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の加入対象にはならないこと。

なお、万が一の場合を想定し、2歳児を受け入れる際には例えば民間保険会社の傷害保険等に加入するなど、災害給付に対する十分な対応を講じること。

## 3 会計処理について

2歳児の受入れに伴う収入及び支出については、幼稚園教育に直接要する経費として計上することはできないため、補助対象外の附帯事業会計へ分離しなければならないこと。

(例)	・徴収した保育料	→	× 納付金(保育料)収入 ○ 補助活動収入
	・活動に要した教材の購入費	→	× 教育研究経費(教材費)支出 ○ 補助活動に係る支出

したがって、消費税等の非課税対象にはならないこと。

## 4 保護者への周知

2歳児を受け入れるに当たっては、保護者に対して、幼稚園児としての受入れではないことを良く周知し、保育内容や納付金、災害給付制度等について理解を得たうえで受け入れること。

## 5 その他

平成20年4月1日以降の2歳児の受入れについては、文部科学省からも通知(平成19年3月31日付け18文科初第1275号「幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入れに係る留意点について」(参考資料1))が発出されているので、当該通知も踏まえたうえで、各園の創意工夫により、幼児の視点に立ち、家庭とも連携を図り、一人一人の幼児の発達段階に応じて適切に事業を実施すること。

また、2歳児の受入れ形態(例:1日4時間以上かつ週5日以上かつ年間39週以上施設で親と離れることを常態としている場合等)によっては、認可外保育施設として、児童福祉法第59条に基づく指導監督の対象となる場合もあると考えられるので、「認可外保育施設指導監督基準」(平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別添(参考資料2))にも留意すること。

### 「いばらき幼児教育特区」の廃止に伴う園則変更の例

現		行	
(入園資格)			
第〇条 この幼稚園に入園できる者は、 <u>満2歳</u> に達した日の翌日以後における <u>最初の学年の初め</u> から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。			
(定員及び学級編成)			
第〇条 この幼稚園の定員は〇〇名とし、学級編成は次のとおりとする。			
区 分		学級数	定員
1年保育, 2年保育, 3年保育及 び <u>4年</u> 保育	5歳児	2	70
	4歳児	2	70
	3歳児	1	30
	<u>2歳児</u>	1	5
合 計		6	175
2 前項の3歳児及び2歳児の学級は、 <u>混合編成とすることができる。</u>			
(保育年限)			
第〇条 この幼稚園の保育年限は、1年、2年、3年及び <u>4年</u> とする。			

→

改		正 (例)	
(入園資格)			
第〇条 この幼稚園に入園できる者は、 <u>満3歳</u> から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。			
(定員及び学級編成)			
第〇条 この幼稚園の定員は〇〇名とし、学級編成は次のとおりとする。			
区 分		学級数	定員
1年保育, 2年保育, 3年保育及 び <u>4年未</u> 保育	5歳児	2	70
	4歳児	2	70
	3歳児	1	30
	<u>満3歳児</u>	1	5
合 計		6	175
<u>(第2項 削除)</u>			
(保育年限)			
第〇条 この幼稚園の保育年限は、1年、2年、3年及び <u>4年未</u> とする。			

→

→